

社会福祉法人一麦福祉会  
役員等の報酬の総額および支給の基準について

1. 報酬の総額について  
各年度の総額が100万円を超えない範囲で報酬を支給する。
2. 役員等の報酬の支給基準について  
以下の表のとおりとする。

役 職 名	報酬の額
理事長	月額 10,000円
理 事	無報酬
監 事	無報酬

3. 支給方法について  
報酬は、翌月25日に振り込みで支払う。
4. 基準の改正について  
この基準の改正は、評議員会の議決を経て行う。